

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 天 王 寺 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年11月28日（月）午後2時00分から 午後2時40分までの間	
開催場所	大阪府天王寺警察署 講堂	
出席者	委員	一本松会長 上戸委員 平岡委員 磯田委員 桑原委員 田中委員 東浦委員
	警察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>天王寺警察署では署長の下、日頃から安全で安心して暮らせる街の実現のため、署員一丸となって犯罪の抑止・検挙活動や交通事故の抑止活動に全力をあげて取り組んでいただいているところです。</p> <p>協議会といたしましても、警察行政がより良くスムーズに行われるよう支援して参る所存です。</p> <p>委員の皆様方には、「安全なまち天王寺」を確立するため積極的な御意見をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>当署管内の刑法犯認知件数は、減少傾向にありましたが、新型コロナ対策の制限緩和以降は増加傾向にあり、また、高齢者等を狙った特殊詐欺事件が最近でも続発しており、その被害額も増加しております。</p> <p>交通事故につきましても増加傾向にあり、今年に入り、高齢者の死亡事故が発生する等予断を許さない状況となっております。</p> <p>当署では、引き続き、犯罪被害の抑止活動、更には交通死亡事故抑止対策等、署員一同、より一層対策を強化していくこととしています。</p> <p>協議会の皆様方におかれましては、様々な視点から忌憚のない御意見を述べていただき、それを当署の警察活動に反映させて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>3 業務報告等（各課長説明）</p>	

- (1) 生活安全課
犯罪発生状況、犯罪抑止対策について
- (2) 刑事課
刑法犯の発生の傾向、事件の検挙解決について
- (3) 交通課
交通事故発生状況について

4 議事

- (1) 五条宮前交差点における右折信号の設置について

【委員】

五条宮前の信号について、西方向から東方向の通りに右折信号があればスムーズに通行できると思いますがいかがでしょうか。

【警察】

この交差点は平成7年から運用を開始し、平成29年までは、交差点単独で運用されており、隣の「五條宮西交差点」との連動が悪く、交通事故や渋滞が多発していました。

現時点では、交通流量の変化によって、本部のコンピュータが信号の秒数等を適切に管理を行い、交通渋滞等もかなり減少していると判断できますので、今回の意見は貴重な参考意見とさせていただきます。

- (2) 四天王寺参道における通行規制時間帯の自動車の通行について

【委員】

通称四天王寺参道と呼ばれる、谷町筋から大江小学校に向かう一方通行で、歩行者専用道路となる午前8時から午前9時30分の時間に自動車の進入が多数見られます。

標識が気付きにくい場所にあることが問題ではないかと考えます。

【警察】

委員の御意見を基に現場の確認を行いました。まず、標識の設置については、特に問題はありませんが、参道入口に1枚標識を増設させていただきます。

次に、同場所の自動車の通行状態ですが、11月中に3回、午前8時から午前9時まで現場確認を行いました。現場を通行する一般車両は無く、同参道沿いの店舗の搬入車両が入ってきたことから、交通指導等を実施しております。

引き続き、地域課等と情報共有しながら、通常勤務を通じて交通指導取締りを実施して参ります。

- (3) 自転車通行帯の通行方法について

【委員】

交差点で、自動車が左折レーンで停車中、自転車通行帯を走行中の直進自転車が、右後方から追い越し、レーンを飛び出して危ない。

道路交通法の変更が必要かもしれませんが、天王寺署としてできる

対策はないでしょうか。

【警察】

全国的に自転車の通行方法やマナーの悪さが取り沙汰され、自転車の取締りが強化されております。

当署におきましても、指導取締りの実施、企業講習や学校等への安全講習をはじめ、様々な機会をとらえ、広報啓発活動にも努めて参ります。

(4) 自動車駐車可能区間の見直しについて

【委員】

最近、道路左側に自転車通行帯が表示されているが、60分駐車ゾーンと自転車通行帯が重複し、自転車通行に危険を感じる。

歩道は人通りも多く、自転車が歩道を通行することも危険であり、最近の自転車の増加に伴い60分駐車ゾーンはなくしていく方向の検討は必要ではないでしょうか。

【警察】

現在、道路管理者と警察が協力しながら、自転車の安全で快適な走行空間を整備しているところであります。

自転車ネットワーク対象路線等においては、パーキングチケットやパーキングメータ区間の利用率の低い自動車駐車可能区間の見直しにより、柵自体を撤去し、規制を解除している場所もあります。

当署管内においても主要幹線道路においては、自転車の走行空間の整備が計画されており、順次道路整備が予定されておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(5) 高津交差点に至る細街路からの車両の一時不停止について

【委員】

生玉神社から松屋町筋に向けて抜け道となっている鳥居のある交差点は、自転車や歩行者の通行が多く、一時停止規制がかけられているが、一時停止をしない車両やスピードを出して走行する車両が多く思います。

何度かひやりとした場面を見たり経験したりしているので、何か危険を防止する案はないでしょうか。

【警察】

今後、交通指導取締りや交通安全教育を中心に活動をして参りたいと思います。

また、車両の速度を落とす対策として、道路管理者による、いわゆる「ハンプ」を設置する等の道路整備により、速度を物理的に落とさせる対策を関係部署と検討して参りたいと思います。